



島根県報

平成18年 9 月 1 日 (金)
第 1,808 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

平成18年 9 月定例県議会の招集	(財 政 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
平成18年度保安林内立木伐採面積の許容限度	(森 林 整 備 課)	4
小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間	(水 産 課)	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (2 件)	(経 営 支 援 課)	5
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	7
道路の供用開始	(")	8
公 告		
クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	(薬 事 衛 生 課)	8
平成18年度後期技能検定の実施	(労 働 政 策 課)	9
正 誤		
平成18年 6 月20日付け島根県報第1,787号中	(森 林 整 備 課)	13
平成18年 5 月12日付け島根県報第1,776号中	(漁 港 漁 場 整 備 課)	14

告 示

島根県告示第860号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第101条第 1 項の規定に基づき、平成18年 9 月12日定例県議회를松江市に招集するので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年 9 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第861号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 9 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
大蘆歯科医院	松江市魚町56	平成18年6月22日

島根県告示第862号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年9月1日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
大芦歯科医院	松江市魚町56	平成18年6月22日
永田歯科医院	出雲市小山町394 - 1	平成18年7月31日

島根県告示第863号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年9月1日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
隠岐の島町国民健康保険都万診療所那久出張所	隠岐郡隠岐の島町那久54	隠岐郡隠岐の島町那久156 - 2	平成16年10月1日

島根県告示第864号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年9月1日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 クオリティライフ	仁多郡奥出雲町下横田27 - 1	介護予防通所介護	デイサービスよこたの郷	仁多郡奥出雲町下横田27 - 1	平成18年7月31日
社会福祉法人 大田市社会福祉事業団	大田市大田町大田口401 - 3	介護予防訪問介護	大田在宅福祉サービスセンター	大田市大田町大田イ140 - 2	平成18年7月1日

株式会社 いずみ	松江市西川津町491 - 11	訪問介護	株式会社 いずみ	松江市西川津町491 - 11	平成18年 8 月 3 日
株式会社 いずみ	松江市西川津町491 - 11	介護予防訪問 介護	株式会社 いずみ	松江市西川津町491 - 11	平成18年 8 月 3 日
社会福祉法人 太陽 とみどりの里	安来市広瀬町下山佐 330番 3	居宅介護支援 事業	在宅介護支援セン ターひろせ	安来市広瀬町広瀬 1911 - 1	平成18年 8 月 8 日
社会福祉法人 おお の福祉会	松江市大野町167番 地	通所介護	社会福祉法人 おお の福祉会 通所介護 事業所 大野の郷	松江市大野町167番 地	平成18年 8 月17日

島根県告示第865号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成18年 9 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居 宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・ 居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 永岡内科 医院	出雲市塩冶町1156	居宅療養管理 指導	医療法人 永岡内科 医院	出雲市塩冶町1156	平成18年 7 月 1 日
		訪問看護			
		介護予防居宅 療養管理指導			
		介護予防訪問 看護			

島根県告示第866号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 9 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
土江建材 ウェル・ビー イング有限公司	福祉用具貸与	土江建材 ウェル・ビー イング有限公司	大田市久手町波根西425 番地 3	平成18年 6 月 1 日
	介護予防福祉用具貸与			
有限会社 エムティー サービス社	福祉用具貸与	有限会社 エムティー サービス社	鹿足郡津和野町森村イ 523番地 2	平成18年 7 月 1 日
	介護予防福祉用具貸与			

有限会社 三澤工業	福祉用具貸与	ライフサポート こまわりsun	仁多郡奥出雲町小馬木802番地4	平成18年8月1日
	介護予防福祉用具貸与			
有限会社 さくらケアサポート	通所介護	さくら介護湯わたずや	江津市有福温泉町697	平成18年9月1日
	介護予防通所介護			
有限会社 野村工業	通所介護	デイサービスセンター野の郷	浜田市三隅町岡見4697-1	平成18年9月1日
	介護予防通所介護			

島根県告示第867号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項の規定により、平成18年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

平成18年9月1日

島根県知事 澄田信義

同一の単位とされる保安林		皆伐の限度たる面積 (ha)
松江地区	水源かん養保安林	828.13
斐伊川	"	1,649.56
神戸川	"	1,791.21
大田地区	"	110.96
邑智地区	"	1,287.39
那賀地区	"	1,144.36
美鹿地区	"	3,346.51
隠岐	"	260.41
浜山地区	防風保安林	2.20
湊原地区	"	1.02
長浜地区	"	2.84
湖陵町	"	2.40
多伎町	"	0.70
大田市	"	0.60
仁摩町	"	0.28
温泉津町	"	0.02
江津東地区	"	1.98
江津西地区	"	0.88
浜田東地区	"	5.32
益田東地区	"	1.34
益田西地区	"	3.08
江津東地区	飛砂防備保安林	1.38
大田市	干害防備保安林	0.86
津和野町	"	0.36
松江市	魚つき保安林	8.36
出雲市	"	10.92

大田市	"	9.90
江津市	"	0.44
浜田市	"	7.92
益田市	"	1.60
隠岐の島町	"	2.86
海士町	"	3.52
西ノ島町	"	1.92
知夫村	"	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	20.96
斐伊川	"	21.87
神戸川	"	35.22
大田地区	"	3.00
邑智地区	"	101.12
那賀地区	"	70.46
美鹿地区	"	98.70
隠岐	"	20.12
松江・斐伊川・大田	保健保安林	119.46
邑智・那賀・美鹿	"	41.35
隠岐	"	27.24

島根県告示第868号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第 8 条第 2 項（第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（機船手繰網漁業））に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第 8 条第 3 項（第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成18年 9 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 許可及び起業の認可の申請期間

平成18年 9 月 1 日から平成18年 9 月 7 日まで

島根県告示第869号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成18年 9 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー 島根県松江市朝日町151番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

片倉工業 株式会社 代表取締役 岩本 謙三 東京都中央区京橋三丁目1番2号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

(変更前) 株式会社 マイカル 代表取締役 岡田元也

(変更後) 株式会社 マイカル 代表取締役 川本敏雄

(4) 変更の年月日

平成18年5月25日

2 届出年月日

平成18年8月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課(島根県松江市末次町86)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第870号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成18年9月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

益田サティ 島根県益田市乙吉町イ95番地10外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社 マイカル 代表取締役 川本敏雄 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の建物設置者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社 マイカル 管財人 岡田元也 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

(変更後) 株式会社 マイカル 代表取締役 川本敏雄 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社 マイカル 代表取締役 岡田元也 大阪市中央区淡路町2丁目2番9号

(変更後) 株式会社 マイカル 代表取締役 川本敏雄 大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番30号
 (変更前) 株式会社 マイカルイスト 代表取締役 岡田元也 大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番30号
 (変更後) 株式会社 マイカルイスト 代表取締役 郷田庸憲 大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番30号

(4) 変更の年月日

平成18年 5 月25日

2 届出年月日

平成18年 8 月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課 (島根県松江市末次町86)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第871号

道路の区域を次のように変更したので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 9 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	八束松江線	松江市八束町馬渡264番2地先から同地先まで	前	メートル 30.00 ~ 43.00	メートル 45.00	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	43.00 ~ 76.00	45.00	
"	平田荘原線	出雲市灘分町670番7地先から同町1293番地先まで	前	6.00 ~ 16.30	780.00	出雲県土整備事務所 都市計画街路工事 拡幅
			後	15.50 ~ 30.50	780.00	
"	東仙道津田	益田市美都町小原1425番3地先から同所1496	前	7.00 ~ 16.50	260.50	益田県土整備事務所 道路改良工事

	停車場線	番2地先まで	後	8.00~ 53.00	241.00	備事務所	拡幅
"	須川谷日原線	鹿足郡津和野町相撲ヶ原ミチ706番77地先から同所ミチ下タノ切1306番6地先まで	前	4.60~ 35.20	276.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後	10.00~ 35.20	276.00		

島根県告示第872号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年9月1日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江八束線	松江市八束町馬渡264番2地先から同所258番12地先まで	メートル 210.00	平成18年 9月1日	松江県土整備事務所	
"	浜田八重可部線	浜田市旭町坂本イ184番1地先から同所イ787番17地先まで	423.00	平成18年 9月1日	浜田県土整備事務所	
"	益田澄川線	益田市常盤町口368番2地先から同市有明町373番4地先まで	140.00	平成18年 9月1日	益田県土整備事務所	
"	"	益田市有明町口2235番10地先から同町590番2地先まで	275.00	平成18年 9月1日		
"	須川谷日原線	鹿足郡津和野町滝谷才ノ神道下806番1地先から同町滝谷トラエキ1280番9地先まで	415.80	平成18年 9月1日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
"	"	鹿足郡津和野町相撲ヶ原ミチ706番77地先から同町相撲ヶ原ミチ下タノ切1306番6地先まで	276.00	平成18年 9月1日		

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定に基づく業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、同法施行細則第12条第2項の規定により公告する。

平成18年9月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 研修及び講習の主催者

財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋6丁目8番2号

会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町420番地1

2 研修又は講習の種類等

(1) 第1型研修

開催年月日	会場名	所在地
平成18年11月19日	いわみーる	浜田市野原町1826番地1
平成19年2月18日	ウェルシティ島根	出雲市塩冶有原町2-16

(2) 第1型講習

開催年月日	会場名	所在地
平成18年11月19日	いわみーる	浜田市野原町1826番地1
平成19年2月18日	ウェルシティ島根	出雲市塩冶有原町2-16

(3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成18年12月5日	平成18年12月20日	平成19年1月31日

(4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成18年12月5日	平成18年12月20日	平成19年1月31日

3 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円

平成18年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成18年9月1日

島根県知事 澄田信義

1 実施職種(作業名)及び実施等級

(1) 特級技能検定を実施する職種

鋳造

金属熱処理

機械加工

放電加工

金属プレス加工

工場板金

仕上げ

機械検査

ダイカスト

機械保全

電子機器組立て

電気機器組立て
空気圧装置組立て
油圧装置調整
建設機械整備
婦人子供服製造
紳士服製造

(2) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種(作業名)

さく井(ロータリー式さく井工事作業)
工場板金(機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業)
ローブ加工(ローブ加工作業)
機械検査(機械検査作業)
機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業)
電気機器組立て(シーケンス制御作業)
時計修理(時計修理作業)
空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)
油圧装置調整(油圧装置調整作業)
縫製機械整備(縫製機械整備作業)
農業機械整備(農業機械整備作業)
冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)
婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメーキング作業、婦人子供既製服縫製作業)
紳士服製造(紳士既製服縫製作業)
和裁(和服製作作業)
強化プラスチック成形(積層防食作業)
石材施工(石材加工作業)
菓子製造(洋菓子製造作業、和菓子製造作業)
建築大工(大工工事作業)
かわらぶき(かわらぶき作業)
配管(建築配管作業)
型枠施工(型枠工事作業)
鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)
コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)
防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)
ガラス施工(ガラス工事作業)
テクニカルイラストレーション(立体図作成作業)
建築図面製作(建築製図CAD作業)
機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)
電気製図(配電盤・制御盤製図作業)
金属材料試験(機械試験作業、組織試験作業)
塗装(鋼橋塗装作業)

(3) 3級技能検定を実施する職種(作業名)

機械検査(機械検査作業)
電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業)

- 時計修理 (時計修理作業)
- 冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)
- 和裁 (和服製作作業)
- 建築大工 (大工工事作業)
- 配管 (建築配管作業)
- テクニカルイラストレーション (テクニカルイラストレーション作業)
- 機械・プラント製図 (機械製図手書き作業)
- 電気製図 (配電盤・制御盤製図作業)
- (4) 単一等級技能検定を実施する職種 (作業名)
- 電子回路接続 (電子回路接続作業)
- 枠組壁建築 (枠組壁工事作業)
- 樹脂接着剤注入施工 (樹脂接着剤注入工事作業)

2 受検資格

受検資格は、特級技能検定については職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。) 第64条に規定する者とし、1 級技能検定については規則第64条の 2 に規定する者とし、2 級技能検定については規則第64条の 3 に規定する者とし、3 級技能検定については規則第64条の 4 に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の 6 に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、特級技能検定については規則第65条第 1 項の規定により、1 級技能検定については同条第 2 項の規定により、2 級技能検定については同条第 3 項の規定により、3 級技能検定については同条第 4 項の規定により、単一等級技能検定については同条第 7 項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成18年11月24日 (金) から平成19年 2 月18日 (日) までの間で別途職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 特級

平成19年 2 月 4 日 (日)

イ 1 級及び 2 級

職 種	学 科 試 験 日
機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験	平成19年 1 月28日 (日)
さく井、工場板金、ロープ加工、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、建築図面製作、機械・プラント製図、塗装	平成19年 2 月 4 日 (日)
機械保全、縫製機械整備、和裁、テクニカルイラストレーション、電気製図	平成19年 2 月11日 (日)

ウ 3 級

職 種	学 科 試 験 日
機械検査、電気機器組立て、配管	平成19年 1 月28日 (日)
時計修理、冷凍空気調和機器施工、建築大工、機械・プラント製図	平成19年 2 月 4 日 (日)

和裁、テクニカルイラストレーション、電気製図	平成19年2月11日(日)
------------------------	---------------

エ 単一等級

職 種	学 科 試 験 日
樹脂接着剤注入施工	平成19年2月4日(日)
電子回路接続、枠組壁建築	平成19年2月11日(日)

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成18年11月17日(金)に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、特級の技能検定にあつては規則別表第11の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2階
島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成18年9月25日(月)から平成18年10月6日(金)までとする。ただし、郵送(書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。)の場合は、平成18年10月6日(金)の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

ア 特級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
全職種	15,700円	3,100円

イ 1級、2級、3級及び単一等級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	15,700円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	13,000円	
和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機	11,500円	

械・プラント製図、電気製図

ただし、3級を受検する者のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの（就職しているものを除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、専門学校又は各種学校に在学するもの、その他知事が認めるものに係る受検手数料の額は次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	10,500円	3,100円
機械検査	8,700円	
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	7,700円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（あて名を明記し、切手をはること。）を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、平成19年 3 月13日（火）に島根県報で公告する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成19年 3 月13日（火）に書面で通知する。
- (3) 特級技能検定、1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、特級技能検定の合格者には特級技能士章を、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

正 誤

平成18年 6 月20日付け島根県報第1,787号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から 4	イ1330から1332まで	イ1330からイ1332まで
4	下から 1	イ1357から1359まで	イ1357からイ1359まで
5	下から11	□338 - 1 から338 - 3まで	□338 - 1 から□338 - 3まで
5	下から 8	□861 - 1 から861 - 3まで	□861 - 1 から□861 - 3まで
5	下から 6	□912 - 1 から912 - 4まで	□912 - 1 から□912 - 4まで

平成18年5月12日付け島根県報第1,776号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
9	下から21	平田市	出雲市